

# お客様へお知らせ

## 大槌ポイントカード協同組合発行の「商品券」の払戻しについて

大槌ポイントカード協同組合が発行した「大槌町内共通商品券(通称:るんるん商品券 額面 500 円・1000 円 無期限)」のご利用は平成 30 年 8 月 31 日(金)をもって終了いたしました。

未使用の商品券につきましては資金決済に関する法律第20条第1項に基づき平成 30 年 9 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日まで払戻手続きを行います。

お手数ではございますが、未使用の商品券をお持ちのお客様は、払戻期間内にお申出いただきますようお願い申し上げます。

◎対象となる商品券 大槌ポイントカード協同組合発行の「商品券」



◎払戻期間 平成 30 年 9 月 1 日(土)～平成 30 年 12 月 31 日(月)

払戻期間内に申出がない場合、当該払戻手続きから除斥されますのでご注意ください。

◎申出方法 未使用商品券を組合事務所までご持参ください。

◎払戻方法 額面の金額を現金にて払戻しいたします。

◎払戻時間 午前 10 時～午後 5 時

◎払戻しができない商品券

- ① 使用済み商品券 ② 破損により商品券番号が照会できない商品券
- ③ 3分の1以上が滅失している商品券 ④ 偽造、変造されている商品券

◎払戻場所 さんぷく衣料店(下記「お問合せ先」参照)

◎お問合せ先 発行者:大槌ポイントカード協同組合 Tel0193-42-3076

(所在地)岩手県上閉伊郡大槌町大槌第 23 地割 9

大槌北小福幸きらり商店街(さんぷく衣料店 内)